

お客さま各位

株式会社 荘内銀行

＜投資信託＞NISA 総投資簿価残高のお知らせ開始のご案内

平素より荘内銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

2026年より、当行でNISA口座を保有するお客さまへ、下記のとおり「NISA 総投資簿価残高」※をお知らせすることとなりましたのでご案内申し上げます。

(※) 2024年以降のNISA制度では、一人あたりの非課税保有限度額(1,800万円)が設けられました。非課税保有額は、複数金融機関でNISA口座を開設している場合でも、各金融機関のNISA口座で保有する商品の金額を国税庁において名寄せして算出(以下、「NISA 総投資簿価残高」といいます)します。NISA 総投資簿価残高は、その年に買付可能なNISA口座が設けられている金融機関に対して所轄税務署より通知され、金融機関からお客さまへ通知いたします。

記

1. 対象のお客さま

前年末時点で2024年以降にNISA口座でご購入いただいた残高があり、かつ当年のNISA利用枠が当行にあるお客さま

2. お知らせする書類の名称

特定累積投資勘定基準額等通知書

3. お知らせの方法

「＜投資信託＞電子交付サービス」による電子交付にてお知らせいたします。

なお、「郵送交付」の登録をされているお客さまは、郵送にてお知らせいたします。

※ 初回のお知らせは、2026年3月中旬の予定です。以降は毎年2月上旬を予定しています。

4. お客さまへのお願い

お届出の氏名、個人番号(マイナンバー)等に変更が生じた場合は、お早めにお取引店にて変更のお手続きをお願いいたします。複数の金融機関にNISA残高をお持ちの場合は、すべての金融機関で変更のお手続きが必要です。変更のお手続きが完了していない場合、正しいNISA 総投資簿価残高のお知らせができない場合がありますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上